

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	総務省
重点分野名	調査・統計に対する協力

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 科学技術研究調査

① 手続の概要

科学技術研究調査は、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的とする基幹統計調査であり、毎年、約 18,300 企業等を対象として実施している。

② 電子化の状況

科学技術研究調査においては、現在、オンライン回答を導入しており、平成 28 年調査でオンライン回答率は 33%である。

(2) 個人企業経済調査

① 手続の概要

個人企業経済調査は、個人で「製造業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」又は「サービス業」を営んでいる事業所の経営実態を明らかにし、景気動向の把握や中小企業振興のための基礎資料などを得ることを目的とする基幹統計調査であり、動向編については四半期ごとに、構造編については毎年、約 4,000 事業所を対象として実施している。

② 電子化の状況

個人企業経済調査においては、現在、オンライン回答を導入していない。

(3) 通信・放送産業動態調査

① 手続の概要

通信・放送産業動態調査は、産業活動の活況度、変化の動向、将来動向を把握して支援施策等各種施策の機動的な企画推進に資することにより、通信・放送産業の振興・健全な発展に寄与することを目的とする一般統計調査であり、四半期ごとに、164 企業を対象として実施している。

② 電子化の状況

現在、オンライン回答を導入しており、平成 28 年度調査でオンライン回答率は 74.9%である。

(4) 情報通信業基本調査

① 手続の概要

情報通信業基本調査は、日本標準産業分類大分類 G「情報通信業」に属する企業の活動実態を明らかにし、情報通信業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする一般統計調査であり、毎年、約 9,000 企業を対象として、経済産業省との共管により実施している。

② 電子化の状況

現在、オンライン回答を導入しており、平成 28 年調査で総務省所管分のオンライン回答率は 38.1%である。

(5) 通信利用動向調査（企業編）

① 手続の概要

通信利用動向調査（企業編）は、企業における情報通信ネットワークの構築状況及び情報通信サービスの利用動向を把握し、情報通信行政の施策の策定及び評価のための基礎資料を得ることを目的とする一般統計調査であり、毎年、5,140 企業を対象として実施している。

② 電子化の状況

現在、メールによるオンライン回答を導入しており、平成 28 年調査でオンライン回答率は 8.4%である。

※「オンライン回答」とは、メールを含むインターネットを用いて調査票の収集を行うものをいう。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 科学技術研究調査
オンライン回答をより一層推進することにより、オンライン回答率を向上させるとともに、必要に応じて、回答に必要な作業時間を従来以上に短縮できるようオンライン調査票の設計を行う。また、必要に応じて、調査対象者が容易に回答できるよう、調査票及び記入時のマニュアル（記入の仕方）の文言等を見直す。
- (2) 個人企業経済調査
平成 31 年に実施する調査の見直しにおいて、回答に必要な作業時間の短縮を図るとともに、オンライン回答を新たに導入する。
- (3) 通信・放送産業動態調査
FAX により回答している一部の調査対象者について、調査対象者が回答に必要な作業時間を従来以上に短縮できるオンライン回答をより一層推進する。
- (4) 情報通信業基本調査
オンライン回答をより一層推進することにより、オンライン回答率を向上させるとともに、回答に必要な作業時間が紙の調査票より短縮できるようなオンライン調査票の設計を行う。また、必要に応じて、調査対象者が容易に回答できるよう、調査票及び記入時のマニュアル（記入の仕方）の文言等を見直す。
- (5) 通信利用動向調査（企業編）
オンライン回答をより一層推進することにより、オンライン回答率を向上させるとともに、回答に必要な作業時間が紙の調査票より短縮できるようなオンライン調査票の設計を行う。また、必要に応じて、調査対象者が容易に回答できるよう、調査票及び記入時のマニュアル（記入の仕方）の文言等を見直す。

3 コスト計測

1. 選定理由

統計調査においては、調査対象数や期間、調査項目、調査手法に至るまで各々異なった状況にあり、一概にモデルケースを設定することは困難であるため、基本計画の作成対象となっている調査それぞれについてコスト計測を別に行うこととする。

2. コスト計測の方法及び時期

- (1) 科学技術研究調査
回答方法が紙の場合とオンラインの場合とで必要な作業時間の差を調査対象者へのアンケート等により測定する。測定時期については、毎年、調査実施時期が 5 月であることを考慮して、毎年、7 月頃とする。
- (2) 個人企業経済調査
調査の見直しに伴う作業時間の変化を踏まえつつ、回答方法が紙の場合とオンラインの場合とで必要な作業時間の差を調査対象者へのアンケート等により測定する。測定時期については、平成 31 年度に実施する調査の見直しが平成 31 年 6 月であることを考慮して、毎年、7 月頃とする。
- (3) 通信・放送産業動態調査
回答方法が FAX の場合とオンラインの場合とで必要な作業時間の差を複数の総務省職員による試行により測定する。測定時期については、第 1 四半期の調査が終了した後の毎年 8 月から 10 月頃までとする。
- (4) 情報通信業基本調査

情報通信業基本調査のうち、総務省の所管分について、回答方法が紙の場合とオンラインの場合とで必要な作業時間の差を複数の総務省職員による試行により測定する。測定時期については、毎年の調査実施時期が6月中旬から8月中旬頃までであることを考慮して、毎年、6月から8月頃までとする。

(5) 通信利用動向調査（企業編）

回答方法が紙の場合とオンラインの場合とで必要な作業時間の差を複数の総務省職員による試行により測定する。測定時期については、毎年の調査実施時期が9月中旬から12月下旬までであることを考慮して、毎年、9月から12月頃までとする。

基本計画の対象手続一覧表

【調査・統計に対する協力】

省庁名	総務省
-----	-----

【記載要領】

- 平成29年度に実施予定の統計調査について記載する。
- 「統計の種類」は、「基幹統計」、「一般統計」の別を記載する。
- 「調査対象者数」は、統計調査を行うに当たって、実際に報告を求められる被調査者の数とする。
- オンライン回答率は、調査対象者数のうち、オンラインで回答のあった者の割合を記載する。

- 「基本計画」は、基本計画の作成対象に○、対象外に×を記載する。
- 「コスト計測」は、コスト計測の対象に○を記載する。

番号	所管局等名	所管部課名	統計調査名	統計の種類	調査周期	調査対象者数	オンライン回答率	基本計画	コスト計測
1	統計局	経済統計課	科学技術研究調査	基幹統計調査	毎年	約18,300企業等	33%	○	○
2	統計局	経済統計課	個人企業経済調査	基幹統計調査	四半期及び毎年	約4,000事業所	オンライン調査未導入 (31年度から導入予定)	○	○
3	情報通信国際戦略局	情報通信政策課情報通信経済室	通信・放送産業動態調査	一般統計調査	四半期	164企業	74.9%	○	○
4	情報通信国際戦略局	情報通信政策課情報通信経済室	情報通信業基本調査	一般統計調査	毎年	約9,000企業	38.1% (総務省所管分)	○	○
5	情報通信国際戦略局	情報通信政策課情報通信経済室	通信利用動向調査(企業編)	一般統計調査	毎年	5,140企業	8.4%	○	○

○統計法（平成十九年五月二十三日法律第五十三号）（抄）

（基幹統計調査の承認）

第九条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 調査の名称及び目的
- 二 調査対象の範囲
- 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- 四 報告を求める者
- 五 報告を求めるために用いる方法
- 六 報告を求める期間
- 七 集計事項
- 八 調査結果の公表の方法及び期日
- 九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項

3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の承認の申請があったときは、統計委員会の意見を聴かなければならない。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

（承認の基準）

第十条 総務大臣は、前条第一項の承認の申請に係る基幹統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

- 一 前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項が当該基幹統計の作成の目的に照らして必要かつ十分なものであること。
- 二 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。
- 三 他の基幹統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（一般統計調査の承認）

第十九条 行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第九条第二項及び第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の基準)

第二十条 総務大臣は、前条第一項の承認の申請に係る一般統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

- 一 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。
- 二 行政機関が行う他の統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。